

下関市附属機関設置条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 8 年 6 月 8 日

下関市長 前 田 晋 太 郎

下関市附属機関設置条例の一部を改正する条例

下関市附属機関設置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

提案理由

ボートレース下関レジャー・スポーツゾーン整備事業審査委員会を廃止するため。

別紙

下関市附属機関設置条例の一部を改正する条例

下関市附属機関設置条例（平成22年条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前				改正後			
別表（第2条関係）				別表（第2条関係）			
附属機関の属する執行機関等	附属機関	担当事務	委員の定数	附属機関の属する執行機関等	附属機関	担当事務	委員の定数
略	略	略	略	略	略	略	略
ボートレース事業管理者	ボートレース 下関レジャー・スポーツ センター整備事業 審査委員会	<u>ボートレース下関レジャー・スポーツゾーン整備事業における事業者の選定等について、必要な事項を調査審議すること。</u>	<u>5人以内</u>				

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

下関市税条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 8 年 6 月 8 日

下関市長 前 田 晋 太 郎

下関市税条例の一部を改正する条例

下関市税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

提案理由

地方税法等の一部改正に伴い、所要の条文整備を行うため。

別紙

下関市税条例の一部を改正する条例

下関市税条例（平成17年条例第88号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(寄附金税額控除)</p> <p>第34条の7 略</p> <p>2 前項の特例控除額は、法第314条の7第11項（<u>法附則第5条の6第2項</u>の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に定めるところにより計算した金額とする。</p>	<p>(寄附金税額控除)</p> <p>第34条の7 略</p> <p>2 前項の特例控除額は、法第314条の7第11項（<u>法附則第5条の6第3項又は第4項</u>の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に定めるところにより計算した金額とする。</p>
<p>(市民税の申告)</p> <p>第36条の2 第23条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式（別表）による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額（令第48条の9の7に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の法第314条の</p>	<p>(市民税の申告)</p> <p>第36条の2 第23条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式（別表）による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額（令第48条の9の7に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の法第314条の</p>

2 第 1 項第10号の 2 に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。）、法第314条の 2 第 4 項に規定する扶養控除額若しくは特定親族特別控除額（特定親族（同条第 1 項第12号に規定する特定親族をいう。第36条の 3 の 2 第 1 項第 3 号及び第36条の 3 の 3 第 1 項において同じ。）（前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第 8 項に規定する純損失の金額の控除、同条第 9 項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第34条の 7 の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。）及び第24条第 2 項に規定する者（施行規則第 2 条の 2 第 1 項の表の上欄の（二）に掲げる者を除く。）については、この限りでない。

2～9 略

（個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書）

第36条の 3 の 2 所得税法第194条第 1 項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提

2 第 1 項第10号の 2 に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。）、法第314条の 2 第 4 項に規定する扶養控除額若しくは特定親族特別控除額（特定親族（同条第 1 項第12号に規定する特定親族をいう。第36条の 3 の 2 第 1 項第 3 号並びに第36条の 3 の 3 第 1 項及び第 2 項第 4 号において同じ。）（前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第 313条第 8 項に規定する純損失の金額の控除、同条第 9 項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第34条の 7 の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。）及び第24条第 2 項に規定する者（施行規則第 2 条の 2 第 1 項の表の上欄の（二）に掲げる者を除く。）については、この限りでない。

2～9 略

（個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書）

第36条の 3 の 2 所得税法第194条第 1 項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提

出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1) 略

(2) 所得割の納税義務者（合計所得金額が1,000万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（法第313条第3項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第4項に規定する事業専従者に該当するものを除き、合計所得金額が133万円以下であるものに限る。次条第1項において同じ。）の氏名

(3)・(4) 略

2～4 略

5 給与所得者は、第1項及び第3項の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって施行規則で定めるものをいう。次条第4項及び第53条の9第3項において同じ。）により提供することができる。

出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1) 略

(2) 所得割の納税義務者（合計所得金額が1,000万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（法第313条第3項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第4項に規定する事業専従者に該当するものを除く。次条第1項第2号において同じ。）（合計所得金額が133万円以下であるものに限る。）の氏名

(3)・(4) 略

2～4 略

5 給与所得者は、第1項及び第3項の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって施行規則で定めるものをいう。次条第5項及び第53条の9第3項において同じ。）により提供することができる。

(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書)

第36条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であって、特定配偶者(所得割の納税義務者(合計所得金額が900万円以下であるものに限る。)の自己と生計を一にする配偶者(退職手当等(第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。))に係る所得を有する者であって、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。))をいう。第2号において同じ。)又は扶養親族(年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有する者に限る。)若しくは特定親族(退職手当等に係る所得を有する者であって、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。))を有する者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払

(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書)

第36条の3の3 次に掲げる者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)は、公的年金等支払者(所得税法第203条の6第1項に規定する申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する公的年金等(以下この項において「公的年金等」という。))の支払者をいう。以下この条において同じ。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次項各号に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1) 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者

(2) 法の施行地において公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。)の支払を受ける第23条第1項第1号に掲げる者であって、特定配偶者(所得割の納税義務者(合計所得金額が900万円以下であるものに限る。))の自己と生計を一にする配偶者(合計所得金額が95万円以下であるものに限る。))をいう。次号及び次項第3号において同じ。)(退職手当等(第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この号において同じ。))に係る所得を有する者に限る。)又は扶養親族(年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であって退職

者を経由して、市長に提出しなければならない。

- (1) 当該公的年金等支払者の名称
- (2) 特定配偶者の氏名
- (3) 扶養親族又は特定親族の氏名
- (4) その他施行規則で定める事項

2 前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を公的年金等支払者を

手当等に係る所得を有する者に限る。)若しくは特定親族(退職手当等に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。)を有する者

- (3) 法の施行地において公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものに限る。)の支払を受ける第23条第1項第1号に掲げる者(当該年中に支払を受けるべき当該公的年金等の額がその年最初に当該公的年金等の支払を受けるべき日の前日の現況において令第48条の9の7の3に定める金額に満たない者を除く。)であつて、障害者、寡婦若しくはひとり親に該当する者又は特定配偶者若しくは扶養親族(年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族に限る。)若しくは特定親族(合計所得金額が85万円以下であるものに限る。)を有する者

2 前項の規定による申告書の記載事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 公的年金等支払者の名称
- (2) 公的年金等受給者が、法第314条の2第1項第6号に規定する特別障害者又はその他の障害者に該当する場合にはその旨及びその該当する事実並びに寡婦又はひとり親に該当する場合にはその旨
- (3) 特定配偶者の氏名
- (4) 扶養親族又は特定親族の氏名
- (5) その他施行規則で定める事項

3 第1項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を公的年金等支払者

<p>經由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該公的年金等支払者を經由して提出した<u>前項又は法第317条の3の3第1項</u>の規定による申告書に記載した事項と異動がないときは、公的年金等受給者は、当該公的年金等支払者が所得税法第203条の6第2項に規定する国税庁長官の承認を受けている場合に限り、施行規則で定めるところにより、<u>前項又は法第317条の3の3第1項</u>の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した<u>前項又は法第317条の3の3第1項</u>の規定による申告書を提出することができる。</p> <p><u>3</u> 略</p> <p><u>4</u> 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が<u>令第48条の9の7の3</u>において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。</p> <p><u>5</u> 前項の規定の適用がある場合における<u>第3項</u>の規定の適用については、同項中「申告書がその」とあるのは「申告書に記載すべき事項を当該申告書の」と、「公的年金等支払者に受理されたとき」とあるのは「公的年金等支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。</p>	<p>を經由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該公的年金等支払者を經由して提出した<u>第1項又は同条第1項</u>の規定による申告書に記載した事項と異動がないときは、公的年金等受給者は、当該公的年金等支払者が所得税法第203条の6第2項に規定する国税庁長官の承認を受けている場合に限り、施行規則で定めるところにより、<u>第1項又は法第317条の3の3第1項</u>の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した<u>第1項又は同条第1項</u>の規定による申告書を提出することができる。</p> <p><u>4</u> 略</p> <p><u>5</u> 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が<u>令第48条の9の8</u>において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。</p> <p><u>6</u> 前項の規定の適用がある場合における<u>第4項</u>の規定の適用については、同項中「申告書がその」とあるのは「申告書に記載すべき事項を当該申告書の」と、「公的年金等支払者に受理されたとき」とあるのは「公的年金等支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。</p>
<p>(固定資産税の免税点)</p>	<p>(固定資産税の免税点)</p>

<p>第63条 同一の者についてその者の所有に係る土地、家屋又は償却資産に対して課する固定資産税の課税標準となるべき額が<u>土地</u>にあつては30万円、<u>家屋</u>にあつては<u>20万円</u>、償却資産にあつては<u>150万円</u>に満たない場合においては、固定資産税を課さない。</p>	<p>第63条 同一の者についてその者の所有に係る土地、家屋又は償却資産に対して課する固定資産税の課税標準となるべき額が<u>土地又は家屋</u>にあつては30万円、償却資産にあつては<u>180万円</u>に満たない場合においては、固定資産税を課さない。</p>
<p>附 則 (特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)</p> <p>第6条 平成30年度から令和9年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の5第3項の規定に該当する場合における第34条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項(第2号を除く。)」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の5第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。</p>	<p>附 則 (特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)</p> <p>第6条 平成30年度以後の各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の5第3項の規定に該当する場合における第34条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項(第2号を除く。)」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の5第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。</p>
<p>(個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除)</p> <p>第7条の3 平成22年度から令和20年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(同法第41条第1項に規定する居住年が平成21年から令和7年までの各年である場合に限る。)には、法附則第5条の4第5項(同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定するところ</p>	<p>(個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除)</p> <p>第7条の3 平成22年度から令和25年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(同法第41条第1項に規定する居住年が平成21年から令和12年までの各年である場合に限る。)には、法附則第5条の4第5項(同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定するところ</p>

<p>ろにより控除すべき額を、当該納税義務者の第34条の3及び第34条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p> <p>2 略</p>	<p>ろにより控除すべき額を、当該納税義務者の第34条の3及び第34条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p> <p>2 略</p>
<p>(寄附金税額控除における特例控除額の特例)</p> <p>第7条の4 第34条の7の規定の適用を受ける市民税の所得割の納税義務者が、法第314条の7第11項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第34条の3第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であって、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第16条の3第1項、附則第16条の4第1項、附則第17条第1項、附則第18条第1項、附則第19条第1項、附則第19条の2第1項又は附則第20条第1項の規定の適用を受けるときは、第34条の7第2項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第5条の5第2項(法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に定めるところにより計算した金額とする。</p>	<p>(寄附金税額控除における特例控除額の特例)</p> <p>第7条の4 第34条の7の規定の適用を受ける市民税の所得割の納税義務者が、法第314条の7第11項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第34条の3第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であって、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第16条の3第1項、附則第16条の4第1項、附則第17条第1項、附則第18条第1項、附則第19条第1項、附則第19条の2第1項又は附則第20条第1項の規定の適用を受けるときは、第34条の7第2項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第5条の5第2項(法附則第5条の6第3項又は第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に定めるところにより計算した金額とする。</p>
<p>第9条の2 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に特例控除対象寄附金を支出し、かつ、当該納税義務者について前条第3項の規定による申告特例通知書の送付があった場合(法附則第7条第13項の規定によりなかったものとみなされる場合を除く。)には、法附則第7条の2第4項に規定するところにより控除すべき</p>	<p>第9条の2 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に特例控除対象寄附金を支出し、かつ、当該納税義務者について前条第3項の規定による申告特例通知書の送付があった場合(法附則第7条第13項の規定によりなかったものとみなされる場合を除く。)には、法附則第7条の2第4項(法附則第7条の3第3項又は第4</p>

<p>額を、第34条の7第1項及び第2項の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。</p>	<p><u>項の規定により読み替えて適用される場合を含む。</u>）に規定するところにより控除すべき額を、第34条の7第1項及び第2項の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。</p>
<p>(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)</p> <p>第17条の2 略</p> <p>2 前項の規定は、昭和63年度から令和11年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（<u>法附則第34条の2第5項</u>に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が<u>法附則第34条の2第10項</u>の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。</p> <p>3 略</p>	<p>(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)</p> <p>第17条の2 略</p> <p>2 前項の規定は、昭和63年度から令和11年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（<u>法附則第34条の2第6項</u>に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が<u>法附則第34条の2第12項</u>の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。</p> <p>3 略</p> <p>4 <u>第1項（第2項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納税義務者が、租税特別措置法第31条の2第2項第13号から第15号までに掲げる土地等の譲渡に該当するものをしたときにおけるその譲渡をした土地等がその譲渡をした時において地すべり等防止法（昭</u></p>

和33年法律第30号) 第3条第1項の地すべり防止区域、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号) 第3条第1項の急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号) 第9条第1項の土砂災害特別警戒区域又は特定都市河川浸水被害対策法(平成15年法律第77号) 第56条第1項の浸水被害防止区域内にあるときは、当該土地等の譲渡は、第1項又は第2項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

#### 附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第36条の2第1項ただし書、第36条の3の2及び第36条の3の3の改正規定並びに附則第6条及び第7条の3第1項の改正規定並びに次条第1項及び第2項の規定 令和9年1月1日
- (2) 第63条の改正規定及び附則第3条の規定 令和9年4月1日
- (3) 第34条の7第2項の改正規定並びに附則第7条の4、第9条の2及び第17条の2の改正規定並びに次条第3項の規定 令和10年1月1日

(市民税に関する経過措置)

第2条 この条例による改正後の下関市税条例(以下「新条例」という。)第36条の3の3第1項及び第2項の規定は、前条第1号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき公的年金等について提出する新条例第36条の3の3第1項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき公的年金等について提出したこの条例による改正前の下関市税条例第36条の3の3第1項の規定による申告書については、なお従前の例による。

- 2 新条例附則第7条の3第1項及び第2項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が令和8年1月1日以後に所得税法等の一部を改正する法律(令和8年法律第12号。以下この項において「所得税法等改正法」という。)第7条の規定による改正後の租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第41条第1項に規定する居住用家屋(同条第16項の規定により同

条第1項に規定する居住用家屋とみなされる同条第16項に規定する特例居住用家屋を含む。)若しくは既存住宅(同条第17項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第17項に規定する特例既存住宅及び同条第35項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第35項に規定する要耐震改修住宅を含む。)若しくは増改築等をした家屋(同条第17項の規定により同条第1項に規定する増改築等をした家屋とみなされる同条第17項に規定する特例増改築等をした家屋を含み、当該増改築等又は当該特例増改築等に係る部分に限る。)又は同条第6項に規定する認定住宅等(同条第18項の規定により同条第6項に規定する認定住宅等とみなされる同条第18項に規定する特例認定住宅等を含む。)を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合について適用し、市民税の所得割の納税義務者が同日前に所得税法等改正法第7条の規定による改正前の租税特別措置法第41条第1項に規定する居住用家屋(同条第20項の規定により同条第1項に規定する居住用家屋とみなされる同条第20項に規定する特例居住用家屋を含む。)若しくは既存住宅(同条第35項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第35項に規定する要耐震改修住宅を含む。)若しくは増改築等をした家屋(当該増改築等に係る部分に限る。)又は同条第10項に規定する認定住宅等(同条第21項の規定により同条第10項に規定する認定住宅等とみなされる同条第21項に規定する特例認定住宅等を含む。)を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合には、なお従前の例による。

- 3 新条例附則第17条の2第4項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が前条第3号に掲げる規定の施行の日以後に行う新条例附則第17条の2第1項の土地等の譲渡について適用する。

(固定資産税に関する経過措置)

- 第3条 新条例第63条の規定は、令和9年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和8年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

下関市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 8 年 6 月 8 日

下関市長 前 田 晋 太 郎

下関市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例

下関市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

#### 提案理由

固定資産税の不均一課税に係る期間を変更するため。

別紙

下関市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例

下関市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例（平成28年条例第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(固定資産税の不均一課税)</p> <p>第2条 地域再生法第17条の6の地方公共団体等を定める省令（平成27年総務省令第73号。以下「省令」という。）第1条に規定する公示日（以下「公示日」という。）から<u>令和8年3月31日</u>までの間に、法第17条の2第3項の認定を受けた事業者であって、当該認定を受けた日から同日の翌日以後3年を経過する日まで（同日までに同条第6項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで）の間に、省令第2条第1号に規定する特別償却設備（以下「特別償却設備」という。）を新設し、又は増設したものについて、当該特別償却設備である家屋又は構築物及び償却資産並びに当該家屋又は構築物の敷地である土地（公示日以後に取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があった場合における当該土地に限る。）に対して課する固定資産税の税率は、当該固定資産税を課すべきこととなる最初の年度（以下「初年度」</p>	<p>(固定資産税の不均一課税)</p> <p>第2条 地域再生法第17条の6の地方公共団体等を定める省令（平成27年総務省令第73号。以下「省令」という。）第1条に規定する公示日（以下「公示日」という。）から<u>令和10年3月31日</u>までの間に、法第17条の2第3項の認定を受けた事業者であって、当該認定を受けた日から同日の翌日以後3年を経過する日まで（同日までに同条第6項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで）の間に、省令第2条第1号に規定する特別償却設備（以下「特別償却設備」という。）を新設し、又は増設したものについて、当該特別償却設備である家屋又は構築物及び償却資産並びに当該家屋又は構築物の敷地である土地（公示日以後に取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があった場合における当該土地に限る。）に対して課する固定資産税の税率は、当該固定資産税を課すべきこととなる最初の年度（以下「初年度」</p>

という。)並びにその翌年度(以下「第2年度」という。)及び翌々年度(以下「第3年度」という。)に限り、下関市税条例(平成17年条例第88号)第62条の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる事業の区分に応じ、同表の中欄に掲げる年度においては、同表の右欄に掲げる税率とする。

表 略

という。)並びにその翌年度(以下「第2年度」という。)及び翌々年度(以下「第3年度」という。)に限り、下関市税条例(平成17年条例第88号)第62条の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる事業の区分に応じ、同表の中欄に掲げる年度においては、同表の右欄に掲げる税率とする。

表 略

#### 附 則

##### (施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

##### (経過措置)

- 2 この条例による改正後の第2条の規定は、令和8年4月1日以後この条例の施行の日前に地域再生法(平成17年法律第24号)第17条の2第3項の認定を受けた場合についても適用があるものとする。



下関市火の山ユースホステルの管理等に関する条例の一部を改正  
する条例

上記の議案を提出する。

令和 8 年 6 月 8 日

下関市長 前 田 晋 太 郎

下関市火の山ユースホステルの管理等に関する条例の一部を改正  
する条例

下関市火の山ユースホステルの管理等に関する条例の一部を改正する条例を  
別紙のとおり制定する。

#### 提案理由

火の山山麓キャンプ場の宿泊利用者による浴場の使用について必要な事項  
を定めるため。

別紙

下関市火の山ユースホステルの管理等に関する条例の一部を改正する条例

下関市火の山ユースホステルの管理等に関する条例（平成17年条例第223号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後								
<p style="text-align: center;">（研修・会議室、<u>食堂</u>等の使用）</p> <p>第5条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 略</p>	<p style="text-align: center;">（研修・会議室、<u>食堂、浴場</u>等の使用）</p> <p>第5条 略</p> <p>2～4 略</p> <p><u>5 市長は、管理上支障がないと認めるときは、下関市都市公園条例に定める火の山山麓キャンプ場を宿泊で利用する者に、当該宿泊で利用する日の午後4時から午後10時までの間（市長が特に必要があると認めるときは、その都度市長が定める時間）において、浴場の使用を承認することができる。</u></p> <p>6 略</p>								
<p>別表（第8条関係）</p> <p>1・2 略</p>	<p>別表（第8条関係）</p> <p>1・2 略</p> <p><u>3 浴場使用料</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">大人</td> <td style="text-align: center;"><u>1人1回につき510円</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">小中学生</td> <td style="text-align: center;"><u>1人1回につき260円</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">幼児</td> <td style="text-align: center;"><u>1人1回につき100円</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <p>1 <u>この表は、第5条第5項の承認を受けた火の山山麓キャンプ場を宿泊で利用する者に適用する。</u></p> <p>2 <u>「小中学生」とは小学校の児童及び中学校の生徒並びにこれらに準ずる者をいい、「幼児」とは6</u></p>	区分	使用料	大人	<u>1人1回につき510円</u>	小中学生	<u>1人1回につき260円</u>	幼児	<u>1人1回につき100円</u>
区分	使用料								
大人	<u>1人1回につき510円</u>								
小中学生	<u>1人1回につき260円</u>								
幼児	<u>1人1回につき100円</u>								

<p><u>3</u> 略</p>	<p><u>歳以下の未就学の者をいう。</u></p> <p><u>3 「大人」とは、前項に規定する者以外の者をいう。</u></p> <p><u>4 3歳未満の者の浴場使用料は、無料とする。</u></p> <p><u>4</u> 略</p>
-------------------	--

附 則

この条例は、令和8年7月15日から施行する。



## 指定管理者の指定について

上記の議案を提出する。

令和 8 年 6 月 8 日

下関市長 前 田 晋 太 郎

## 指定管理者の指定について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 3 項の規定に基づき、公の施設の管理を行わせる団体（以下「指定管理者」という。）を次のとおり指定する。

公の施設の名称		火の山山麓キャンプ場
指定 管理 者	所 在 地	下関市細江町一丁目 2 番 1 0 号
	名称並びに 代表者及び 構 成 員	みさかの森自然学校共同事業体 代表者 太平ビルサービス株式会社下関営業所 所長 森 川 純 二 構成員 下関市貴船町二丁目 1 4 番 2 8 号 株式会社 F E E L 代表取締役 井 上 桂 構成員 北九州市小倉南区大字合馬 1 5 7 8 番地 有限会社カヌースクール九州 取締役 西 胤 正 弘
指 定 の 期 間		令和 8 年 7 月 1 5 日から令和 1 3 年 3 月 3 1 日まで

## 提案理由

火の山山麓キャンプ場の指定管理者を指定するため。



財産の取得について

上記の議案を提出する。

令和 8 年 6 月 8 日

下関市長 前 田 晋 太 郎

財産の取得について

下関市立小中学校の学習用タブレット端末を更新するため、下記のとおり財産を取得する。

記

- 1 契約の相手方 大阪市都島区東野田町四丁目 1 5 番 8 2 号  
N T T 西日本株式会社  
代表取締役 北 村 亮 太  
上記代理人 山口市熊野町 4 番 5 号  
N T T 西日本株式会社山口支店  
支店長 西 一 仁
- 2 目 的 物 学習用タブレット端末一式（内識別表のとおり。）
- 3 取 得 価 格 9 2 4 , 6 7 7 , 3 2 5 円

提案理由

学習用タブレット端末を取得するため。

別表

区分	数量
小学校	10,859台
中学校	6,106台
合計	16,965台

財産の取得について

上記の議案を提出する。

令和 8 年 6 月 8 日

下関市長 前 田 晋 太 郎

財産の取得について

救急業務の高度化を図るため、下記のとおり財産を取得する。

記

- 1 契約の相手方 宇部市昭和町四丁目 1 1 番 5 3 号  
有限会社藤中ポンプ店  
代表取締役 藤 中 義 久
- 2 目 的 物 高規格救急自動車 2 台
- 3 取 得 価 格 8 3 , 9 3 0 , 0 0 0 円

提案理由

高規格救急自動車を取得するため。



財産の取得について

上記の議案を提出する。

令和 8 年 6 月 8 日

下関市長 前 田 晋 太 郎

財産の取得について

災害における消防力の充実強化を図るため、下記のとおり財産を取得する。

記

- 1 契約の相手方 周南市久米 1 1 2 4 番  
株式会社ハツタ山口  
代表取締役 小 田 泰 寛
- 2 目 的 物 小型動力ポンプ付積載車 4 台
- 3 取 得 価 格 3 3, 9 3 5, 0 0 0 円

提案理由

小型動力ポンプ付積載車を取得するため。



安岡地区複合施設整備事業に係る事業契約の一部変更について

上記の議案を提出する。

令和 8 年 6 月 8 日

下関市長 前 田 晋 太 郎

安岡地区複合施設整備事業に係る事業契約の一部変更について

令和 4 年 6 月 2 3 日可決議案第 7 2 号「安岡地区複合施設整備事業に係る事業契約締結について」中

「4 契 約 金 額 3, 7 5 7, 6 8 1, 4 7 2 円」を

「4 契 約 金 額 3, 7 8 3, 0 9 1, 5 0 1 円」に変更する。

提案理由

安岡地区複合施設整備事業に係る事業契約を一部変更するため。



工事請負契約の一部変更について

上記の議案を提出する。

令和 8 年 6 月 8 日

下関市長 前 田 晋 太 郎

工事請負契約の一部変更について

令和 5 年 1 2 月 2 0 日可決議案第 1 9 7 号「工事請負契約締結について」中  
「3 請負代金額 1,188,000,000円」を  
「3 請負代金額 1,681,044,200円」に変更する。

提案理由

火の山移動施設整備設計・施工業務に係る施設整備工事の請負契約を一部  
変更するため。



下関市新総合体育館整備事業に係る事業契約の一部変更について  
上記の議案を提出する。

令和 8 年 6 月 8 日

下関市長 前 田 晋 太 郎

下関市新総合体育館整備事業に係る事業契約の一部変更について

令和 3 年 6 月 3 0 日可決議案第 1 2 5 号「下関市新総合体育館整備事業に係る事業契約締結について」中

「4 契 約 金 額 1 0, 6 0 5, 0 7 0, 1 5 7 円」を

「4 契 約 金 額 1 0, 6 7 8, 9 1 2, 2 3 7 円」に変更する。

#### 提案理由

下関市新総合体育館整備事業に係る事業契約を一部変更するため。



工事請負契約締結について

上記の議案を提出する。

令和 8 年 6 月 8 日

下関市長 前 田 晋 太 郎

工事請負契約締結について

新港地区国際クルーズ旅客受入施設整備建築主体工事につき、下記のとおり請負契約を締結する。

記

1 契約の相手方

工事請負人 下関市南部町 2 3 番 1 9 号

株式会社野口工務店

代表取締役社長 野 口 大 輔

2 工 事 名 新港地区国際クルーズ旅客受入施設整備建築主体工事

3 請 負 代 金 額 3 3 4 , 4 0 0 , 0 0 0 円

4 工 事 場 所 下関市長州出島 1 1 番

提案理由

新港地区国際クルーズ旅客受入施設整備建築主体工事の請負契約締結のため。

